

経 済 産 業 省

20150728 資 第 1 号

電気事業法第2条の2及び第27条の15の規定による経済産業大臣の登録に係る審査基準を次のように制定する。

平成27年8月3日

経済産業大臣 宮沢 洋一

電気事業法第2条の2及び第27条の15の規定による経済産業大臣の登録に係る審査基準

電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2及び第27条の15の規定による経済産業大臣の登録に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定による審査基準は、次のとおりとする。

1. 第2条の2の規定による小売電気事業の登録

第2条の2の規定による小売電気事業の登録に係る審査基準については、第2条の5第1項各号に登録の拒否の要件が規定されているところであり、同項第4号のより具体的な基準は、次のとおりとする。

- (1) 当面見込まれる小売供給の相手方の電気の需要の最大値（以下「最大需要電力」という。）を適切に見込んでいないこと、その出力変動を考慮せずに太陽電池発電設備又は風力発電設備を供給能力として見込んでいること、卸電力取引市場における過去の約定量等に照らして当該卸電力取引市場からの調達量を供給能力として過大に見込んでいることその他の理由により、最大需要電力に応ずるために必要な供給能力を確保できる見込みがないと認められる者

- (2) 小売電気事業を適正かつ確実に遂行できる見込みがないと認められること、小売供給の業務の方法又は小売供給に係る料金その他の供給条件についての小売供給の相手方からの苦情及び問合せを適切かつ迅速に処理できる体制が整備される見込みがないと認められることその他の理由により、電気の使用者の利益の保護のために適切でないと認められる者

2. 第27条の15の規定による小売供給の登録

第27条の15の規定による小売供給の登録に係る審査基準については、第27条の18第1項各号に登録の拒否の要件が規定されているところであり、同項第4号のより具体的な基準については、第2条の2の規定による小売電気事業の登録に係る審査基準を準用するものとする。

附 則

この訓令は、平成27年8月3日から施行する。